

平成 28 年 12 月 22 日

各 位

会 社 名 BEENOS 株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 兼 グループ CEO 直井 聖太  
(コード番号 3328 東証第一部)  
問 合 せ 先 代表取締役副社長 兼 グループ CFO 中村 浩二  
電 話 03-5739-3350

## 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行ならびに 主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式発行を行うことについて決議いたしました。また、それにより主要株主の異動が生ずることになりましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

### I. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関して

#### 1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	平成 29 年 1 月 20 日
(2) 発行する株式の種類 及び数	当社普通株式 66,000 株
(3) 発行 価 額	1 株につき 1,511 円
(4) 発行 総 額	99,726,000 円
(5) 募集又は割当方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による。
(7) 割当ての対象者及びその 人数並びに割り当てる 株式の数	当社取締役 4 名 49,000 株 当社執行役員 2 名 4,500 株 当社子会社取締役 2 名 4,500 株 当社子会社執行役員 4 名 8,000 株
(8) そ の 他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券 通知書を提出しております。

#### 2. 発行の目的及び理由

当社は、平成 28 年 11 月 17 日の取締役会において、当社及び当社子会社の取締役、執行役員（以下「割当対象者」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を株主総会に付議することを決議し、また、平成 28 年 12 月 15 日開催の当社第 17 期定時株主総会において、本制度に基づき、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役向けに譲渡制限付株式の付与のため、年額 1 億 2 千万円以内の金銭報酬債権として支給することをご承認いただいております。ただし、当該報酬額は、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役に対して、原則として、3 事業年度の初年度に、3 事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する予定

であるため、実質的には1事業年度4千万円以内の支給に相当すると考えております。当社取締役に対し、今回発行する株式数は当社の業績、対象取締役の職責の範囲、及び諸般の事情より勘案し66,000株（発行価額は1,511円）と致しました。取締役報酬枠の範囲外である当社執行役員等に対する支給分を含め全体では「1.発行の概要」に記載の株式数、発行総額となります。

割当対象者は、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行を受けます。また、当該金銭報酬債権は割当対象者が、当社と割当対象者との間で締結する譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件として付与いたします。

### 3. 株式割当契約の概要

本株式にかかる譲渡制限付株式割当契約の主な内容は次のとおりであり、議決権、配当等については、普通株式と同一の内容です。

#### (1) 譲渡制限期間

割当対象者は、払込期日（平成29年1月20日）から平成32年1月19日までの間、割当を受けた譲渡制限付株式について譲渡、担保権の設定、担保権設定の予約、その他の処分を行うことができません。

#### (2) 譲渡制限の解除条件

割当対象者が継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点、即ち譲渡制限期間解除日である平成32年1月19日の到来をもって譲渡制限を解除します。ただし、当社の取締役会が正当と認める理由により退任・退職した場合（死亡を含む）には、当該退任・退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除します。

#### (3) 無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、無償で取得します。また、一定の事由が生じた場合にはその時点において当社が本株式の全部又は一部を無償で取得する等の規定を設けております。

#### (4) 株式の管理に関する定め

本株式の譲渡制限性を保つため、当社が予め指定する金融商品取引業者に割当対象者名義の譲渡制限付株式専用の口座を設け、譲渡制限期間中、他の割当対象者名義の株式と分別管理いたします。

#### (5) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を36で除した数に、組織再編等承認日において割当対象者が保有する譲渡制限付株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の譲渡制限付株式について、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除します。

### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式の払込金額については、平成28年12月21日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（1,511円）としております。この終値は、当社の企業価値を最も適切に反映している取締役会決議日の前営業日の市場価格で、直近の株価に依拠することが出来ないことを示す特段の事情が存しない状況においては恣意性を排除した合理的なものであり、特に有利な金額には該当しないものと判断いたしました。

## II. 主要株主の異動に関して

### 1. 異動が生じる経緯

前記「I. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関して」記載の新株発行により、平成 29 年 1 月 20 日付で、当社の主要株主の異動が見込まれるものであります。

### 2. 新たに主要株主でなくなる者の概要

① 名 称	株式会社デジタルガレージ	
② 所在地	東京都渋谷区恵比寿南三丁目 5 番 7 号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長兼グループ CEO 林 郁	
④ 事業内容	広告・プロモーション事業、決済関連事業、メディア関連事業、投資関連事業	
⑤ 資本金	7,437 百万円	
⑥ 設立年月日	平成 7 年 8 月 17 日	
⑦ 純資産	31,446 百万円	
⑧ 総資産	82,483 百万円	
⑨ 大株主及び持分比率	林 郁 14.32% 株式会社電通 6.98%	
⑩ 上場会社と 当該株主の関係	資本関係	当該会社は当社株式 1,227,000 株を保有しております
	取引関係	当社持分法適用会社（株式会社デジタルガレージ連結子会社）である株式会社 Open Network Lab への共同出資
	人的関係	—

(注) ⑨は平成 28 年 6 月末現在、⑨以外は平成 28 年 9 月末現在

### 3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び所有割合

株式会社デジタルガレージ

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異 動 前 (平成 28 年 9 月 30 日現在)	12,270 個 (1,227,000 株)	10.06% ※1	第 2 位
異 動 後	12,270 個 (1,227,000 株)	9.99% ※2	第 2 位

※1 平成 28 年 9 月末現在の発行株式総数 12,266,600 株

議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 67,500 株

※2 新株発行後の発行株式総数 12,332,600 株

議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 48,200 株

(平成 28 年 12 月 16 日提出の有価証券報告書記載のとおり、平成 28 年 10 月 1 日から平成 28 年 11 月 末までの新株予約権行使による自己株減少を加味して算出しております。)

### 4. 今後の見通し

本件による当社の連結業績に与える影響はございません。

以上